

事業者排出量削減計画書

		<input type="checkbox"/> 新規 <input checked="" type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		平成28年6月30日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）		氏名（法人にあっては、名称及び代表者名）					
兵庫県神戸市灘区都通3丁目3番16号		ケンコーマヨネーズ株式会社 代表取締役社長 炭井 孝志					
主たる業種	食料品製造業	細分類番号	0 9 9 6				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	工場における、エネルギーの維持管理を確保するため「エネルギーの使用の合理化に関する法律」に基づき、地球温暖化防止を図る。						
計画を推進するための体制	環境管理推進委員会を設置し、省エネ活動の推進をする。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	10,473.3 トン	8,769.8 トン	10,820.9 トン	11,575.1 トン	-0.8 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	10,473.3 トン	8,769.8 トン	10,820.9 トン	11,575.1 トン	-0.8 パーセント	
	目標の根拠	基準年度を25年度とした理由、過去3か年で製造量が増加し、排出量が増加しているため、平成25年度を基準とし、26年度以降新規設備の稼働分を基準年度に反映しました。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 (生産数量)	43.40	43.00	42.60	42.50	-1.61 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	省エネ法に基づき年1%の削減がありですが、西日本工場においては、25年度～27年度にかけて新設・増設の設備増強により、試験稼働期間（テスト等）を含み原単位の目標を25年度よりの1%削減目標としました。					
重点的に実施する取組の実実施計画		基準年度 (25)年度	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考	
		100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント	100.0 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	重点対策の追加項目について取り組みを図る。					
	(27)年度	実施済項目より、さらなる省エネ活動を実施する。					
	(28)年度	実施済項目より、さらなる省エネ活動を実施する。					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	マイカー通勤の他に、合理的な手段がないため、措置は実施していない。ただし「エコドライブ10のすすめ」及びアイドリングストップを推進しています。					
	上記の措置を採用する理由						
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (26)年度	第2年度 (27)年度	第3年度 (28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	府内産の木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	トン	トン	トン			
	合計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	舞鶴市内の小学校において、食育活動を25年度より実施中。 京都府中丹東保健所主催の「廃棄物3R推進シンポジウム」にて、ポテトビール事業の講演予定。(26年10月9日)						
特記事項	平成25年度食品産業環境対策推進事業「第一回食品産業もったない大賞」において、西日本工場（舞鶴市）が自社施設内に設置した、ポテトビールにおける液状飼料化の取組が評価され『食料産業局賞』を受賞しました。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。
 5 「重点的に実施する取組の実実施状況」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。